

西成（あいりん地域）特別対策事業について

対象受検機関：警察本部警務部警務課・生活安全部府民安全対策課、西成警察署

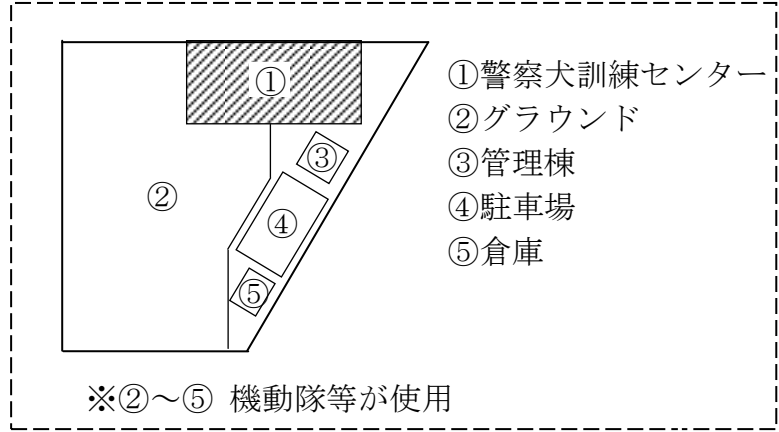
事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 事業の概要                      大阪市西成区のあいりん地域では、従来より覚せい剤等の薬物取引や公園・道路におけるごみの不法投棄、道路の不正使用による露店営業が行われていたため、大阪市の西成特区構想と呼応して、府・大阪府警察・大阪市の3機関が連携し、(1)覚せい剤等薬物事案の取締りの徹底、(2)薬物乱用防止の啓発・依存症ケア、(3)不法投棄ごみの収集・取締りの推進、(4)違法露天商の摘発を含む通学路を中心とした安全対策、など地域の環境整備を強力に推進するため、平成26年度より5か年計画の取組を開始した。                      大阪府警察は、主に薬物事案・不法投棄ごみ・違法露天商の取締り、通学路の安全対策を担い、取組としては、取締活動の推進・街頭防犯カメラの整備・学校指導員の配置などを行っている（平成26年度執行額:146,322,993円）。</p> <p>2 事業全体が目指す目標と結果の検証                      事業全体が目指す目標として次の2項目が公表されている。                      (1)不法投棄ごみの減少                      (2)住民が「環境がよくなった」という評価の向上                      (2)を確認するため、大阪府警察が単独で、平成26年5月から平成27年10月にかけて6回アンケート調査を実施している。地区の定住者である自治会長、簡易宿泊所の管理人等の計100名に対し、アンケート用紙を直接手渡し、その場での記入を依頼、回収して結果を取りまとめている。</p> <p>3 街頭防犯カメラの設置                      昭和40年代から設置していた13台の街頭防犯カメラについては、本署等でライブ映像を確認可能な機能（以下「モニタリング機能」という。）を有している。                      当該13台の機器の更新に加え、新たに録画機能のみを有する32台を新設し、すべて平成27年4月から運用を開始している。新設機器の設置場所選定は、従来の薬物の密売行為、ごみの不法投棄及び違法露店の実態や、既存防犯カメラの設置状況を勘案して行っている。                      いずれの機器も設置に当たっては、自治会長や住民に対して戸別訪問し、説明を行っている。</p>	<p>1 大阪府警察の取組に対する効果検証のため、アンケート調査を実施しているが、結果が公表されていないため、事業実施の成果が府民から見えにくいものとなっている。                      また、3機関の共通目標についての効果検証は行われていない。</p> <p>2 更新された13台のカメラについては、当初の設置時から40年以上に渡り、当時と同じ場所・モニタリングの状況となっているが、更新に当たって、設置場所の妥当性やモニタリング機能付加の必要性の有無を検討した証跡を残していない。                      今回新設された32台のカメラについても、各場所に設置する根拠や理由について、組織として明確に意思決定を行った証跡は見当たらなかった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【街頭防犯カメラシステムに関する規程】（抜粋）                      （用語の意義）                      第2条                      (2) 街頭防犯カメラ 犯罪の予防及び犯罪又は事故の捜査又は調査を目的として、道路その他公共の場所のうち街頭犯罪等の多発地域及び歓楽街の街頭において、大阪府警察が運用するビデオカメラをいう。</p> <p>【大阪府警察街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について】（抜粋）                      第3 設置場所等                      1 設置場所                      街頭防犯カメラは、別途通知する場所に設置するものとする。</p> </div>	<p>1 アンケート調査の集計結果も含め、府民への事業成果の公表について検討されたい。                      また、3機関の共通目標の効果検証については、手法や公表等について、3機関で検討するよう調整されたい。</p> <p>2 街頭防犯カメラの設置に当たっては、設置場所等の選定根拠や理由等について検証できるよう、組織として意思決定した経過を残されたい。</p>

措置の内容

- 1 大阪府警察の取組に関する効果検証のために実施したアンケートは、区民からの意見を広く集約したものではなく、執務の参考として意見を確認するために実施したものであり、事業実施の成果を図る目的で実施したものではないこと、及び、アンケート結果の取扱いや公開の有無及び公開方法について事前に説明をし、了解の上回答していただいたものではないことから、公開を差し控える。  
また、本事業については、3機関の共通事業であることから、その目標にかかる効果検証については、3者合同によることが必要なため、現在大阪府、大阪市と連携しながら、既存の調査手法を念頭に検討中である。
- 2 街頭防犯カメラの設置場所等の選定根拠や理由等は、あいりん地域における犯罪情勢を勘案し、「目的の正当性」、「設置場所の妥当性」、「地域住民の要望」等を取り入れた上で、決定しているが、今後は、組織として意思決定した経過を残していく。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月21日及び11月27日、事務局：平成27年6月9日及び7月2日）

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>警察本部 総務部 施設課</p>	<p>施設名称「警察犬訓練センター」について、公有財産台帳等処理要領第3条の規定に反し、機動隊等が使用している施設を含めて一括して台帳登録されていた。</p> <p>○施設名称「警察犬訓練センター」見取図（平成27年7月1日現在）</p>  <p>①警察犬訓練センター ②グラウンド ③管理棟 ④駐車場 ⑤倉庫</p> <p>※②～⑤ 機動隊等が使用</p>	<p>財産の台帳登録を施設単位で、かつ、施設名称はその施設の用途が明確に分かるものとなるよう速やかに修正されたい。</p> <p>今後は公有財産事務のルールを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (公有財産台帳) 第15条 総務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】</b> (目的) 第1条 この要領は、大阪府公有財産規則第15条に規定する公有財産台帳の管理及び公有財産に関する情報の把握について必要な事項を定め、財産の効率的運用に資することを目的とする。 (台帳の登録単位) 第3条 前条に規定する財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、各号に掲げる単位ごとに登録を行う。なお、施設名称はその施設が明確に分かる名称とし、用途を廃止した場合、施設名称の前に「元」をつける。</p>	<p>「警察犬訓練センター」の財産登録については、同センターの財産とそれ以外の財産に切り分けることが困難であり、敷地全体として財産を一括管理する方が効率的であるため、財産を分割せず敷地全体を一つの施設単位と捉えることとした。</p> <p>もともと、施設名称は、「警察犬訓練センター」以外の部分を含み、機動隊等が使用していることに鑑み、台帳上の施設名称を「舞洲警察活動センター」に変更したものである。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年5月26日から同年7月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>泉南警察署</p>	<p>淡輪交番においては、岬町が交番建物屋上部分に付属の引込柱を使用して、外灯用電線を設置しているが、行政財産使用許可の手続が行われていなかった。</p>	<p>行政財産使用許可等の手続を進めるとともに、今後は財産管理のルールを十分理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b>  (使用許可の範囲)  第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4の第7項の規定により、その使用を許可することができる。  (5) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。</p> </div>	<p>平成28年2月16日付で、直接電柱から電線を引き込む工事をしたため、行政財産使用許可は、不要となった。  今後は、署員に対して、関係法令等について周知徹底を図り、財産管理のルールを十分理解し、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年1月19日）

借用財産の登録不備

対象部局室課名	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>西堺警察署 警察本部 総務部 施設課</p>	<p>西堺警察署では、浜寺諏訪森交番について、建物及び屋外に設置された広報板を民間企業から借り入れているにもかかわらず、屋外に設置された広報板が、使用貸借契約書への記載や公有財産台帳等管理システムへの登録がされていなかった。</p>	<p>借用財産に対する府の管理責任の明確化を図るため、署においては、使用貸借契約書を管理義務及び返還義務がある物件全てを表示した内容に変更するとともに、財産借入の重要性について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>警察本部施設課においては、公有財産台帳等管理システムへの修正登録を行うなど必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【民法】</b> (使用貸借) 第593条 使用貸借は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによつて、その効力を生ずる。</p> <p><b>【公有財産事務の手引】</b> 第2章 公有財産の取得 第3節 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> </div>	<p>借用先とは広報板を追加した変更契約を締結し、借用財産の適正な管理に向け、財産借入の重要性について周知徹底を図り、また、同契約内容について、平成28年5月10日付け公有財産台帳等管理システムへの登録を行ったものである。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年10月21日）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容													
警察本部 総務部 施設課 門真警察署	<p>門真署における自動火災報知設備感知器の増設工事に伴い、消防法に基づく届出を契約業者が行った場合、届出に係る支出については費用として処理する必要があるが、費用ではなく資産として処理した結果、財務諸表上の費用が過小に、公有財産台帳上及び財務諸表上の固定資産が過大となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 674 1308 989"> <thead> <tr> <th colspan="2">処理</th> <th rowspan="2">消防法に基づく届出にかかる支出</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">費用</td> <td>資産</td> <td>官庁申請書類作成</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防検査立会費</td> <td>32,400円</td> </tr> </tbody> </table>	処理		消防法に基づく届出にかかる支出	金額	正	誤	費用	資産	官庁申請書類作成	10,800円		消防検査立会費	32,400円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表し、財務諸表に正しく反映されるよう、速やかに修正されたい。                      また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                          別表4 固定資産計上基準表  <b>【固定資産計上の基本方針】</b>                          3 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領及び公有財産台帳等管理システムに係るFAQ】</b>                          3 固定資産計上基準関連                          Q3-17 消火設備を工事請負の契約により設置した際、消防法の届出を同契約内で契約業者に行っても良かった。届出にかかる支出額は、資産か費用か。                          A3-17 費用です。</p> </div>	<p>本部施設課において、誤って資産として計上されていた官庁申請書類作成及び消防検査立会費について、平成28年5月10日、複式情報を修正し、財務諸表に正しく反映されるようにした。</p>
処理		消防法に基づく届出にかかる支出	金額													
正	誤															
費用	資産	官庁申請書類作成	10,800円													
		消防検査立会費	32,400円													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年11月2日から同年12月28日まで）

不納欠損手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
<p>堺警察署 警察本部 総務部 会計課</p>	<p>違法駐車車両排除費弁償金に係る不納欠損の処理について確認したところ、時効完成日から相当日数を経過した後に不納欠損の決定を行っているものがあった。 さらに、不納欠損として整理する際は、システムにより不納欠損伺書を作成することになっているが、欠損処分の決定から相当日数を経過した後に作成されていた。 このため、本来であれば直ちに不納欠損として整理すべきところ、全ての事務処理を終えるのに長期間を要した。</p> <table border="1" data-bbox="439 743 1546 1045"> <thead> <tr> <th>債務者</th> <th>金額</th> <th>時効完成日</th> <th>不納欠損処分決定日（起案・決裁日）</th> <th>不納欠損整理日（システム決裁日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>13,642円</td> <td>平成26年6月4日</td> <td>平成26年11月28日</td> <td>平成27年4月15日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>16,800円</td> <td>平成26年7月14日</td> <td>平成26年11月28日</td> <td>平成26年12月25日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>14,100円</td> <td>平成27年2月17日</td> <td>平成27年3月16日</td> <td>平成27年5月27日</td> </tr> </tbody> </table>	債務者	金額	時効完成日	不納欠損処分決定日（起案・決裁日）	不納欠損整理日（システム決裁日）	A	13,642円	平成26年6月4日	平成26年11月28日	平成27年4月15日	B	16,800円	平成26年7月14日	平成26年11月28日	平成26年12月25日	C	14,100円	平成27年2月17日	平成27年3月16日	平成27年5月27日	<p>署においては、今後は不納欠損事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理に努められたい。 会計課においては、署における不納欠損事務が適正に行われるよう指導を徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (不納欠損の整理) 第33条 歳入徴収者は、歳入について法令の規定に基づく時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をするときは、直ちに当該歳入について収納ができない理由を明らかにした書類により決定し、不納欠損として整理しなければならない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b> 第33条関係 1 歳入徴収者は、調定をした歳入に係る債権が次に掲げる各号のいずれかに該当することとなったときは、不納欠損として整理しなければならない。 (1) 債権の消滅時効が完成したとき。(以下略) 2 不納欠損として整理するときは、第22条関係第2項第1号から第17号までに掲げる収入を除き、システムにより不納欠損伺書(様式第13号)を作成しなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>(堺警察署) 不納欠損事務に関して再度周知徹底するとともに、交通課及び会計課相互の連携を密にして、適正な事務処理に努める。 (会計課) 当該署には、平成28年4月20日に指導を行ったが、今後も不納欠損事務が適正に行われるように、各署の指導に努める。</p>
債務者	金額	時効完成日	不納欠損処分決定日（起案・決裁日）	不納欠損整理日（システム決裁日）																			
A	13,642円	平成26年6月4日	平成26年11月28日	平成27年4月15日																			
B	16,800円	平成26年7月14日	平成26年11月28日	平成26年12月25日																			
C	14,100円	平成27年2月17日	平成27年3月16日	平成27年5月27日																			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年10月19日）